

## 行政訴訟制度の見直しについての意見の主な項目

### 【第1 基本的な見直しの考え方 - 権利利益の実効的救済の保障】

#### 賛成する趣旨の意見

- ・ 権利利益の実効的救済の保障と並んで、行政の適法性確保が同程度に重要である。
- ・ 抜本的改革とし新法を創設すべきである。
- ・ 訴訟制度の利用条件・救済方法は裁判所による柔軟な手法開発を可能にする制度設計が望まれる。
- ・ 裁判所が多様な救済方法を判決主文で出しうるような仕組みを作るべきである。民訴法 375 条は、請求権の確認・給付という従来の訴訟観を超えた、多様な判決が出せることを示している。不法行為の分野では、原状回復や妨害予防について種々の判決が出されている。非訟事件を裁判所が取り扱い、行政が各種の法的紛争処理機関を有していることを見れば、裁判所に多様な救済手段を与えることをもって、司法権の範囲を超えたもので行政への不当な介入になる等と考えるべきではない。

#### その他の意見

- ・ 行政訴訟の過剰の独自性を緩和し、権利主体間の訴訟として民事訴訟との同質性をむしろ強めつつ、処分その他の行政の行為や行政上の法律関係の特殊性に基づく一定の特則からなる訴訟手続として、行政訴訟制度の不備を見直すことが、漸進的ではあるが十分改革の実をあげることができる。
- ・ 行政訴訟制度についても、公益上の理由から民事訴訟を修正するものの、基本的には民事訴訟と共通の構造をもった制度とすることが望ましい。
- ・ 専門家にしかうまく扱えない行政訴訟から、「国民が自分でできる充実・迅速・納得の行政訴訟」をつくるための知恵と工夫を行う必要がある。
- ・ 制度の再構築に当たっては、憲法第 32 条の「裁判を受ける権利」を基礎に実効的な権利保護という視点から、民事訴訟にはない固有の意義が存在するのか、また、手続的にも特別な規定を置く必要があるのか、その内容などの見直しが期待されている。
- ・ 行政の活動を介した法益（私益・集合益）保護の充実を司法上確保することを、あわせて基本的な改革の指針とすべきである。

## 【第2 具体的な見直しの考え方】

### 【第2 - 1 行政訴訟を利用しやすくするための見直し】

#### 第2 - 1 - (1) 被告適格者の見直し

##### 賛成する趣旨の意見

- ・「事務の帰属する国又は公共団体」と「行政庁の帰属する国又は公共団体」が異なる場合には、後者に対する出訴であっても不適法としない扱いを明示すべきである。
- ・土地区画整理組合などの公共組合、都市基盤整備公団その他は、組合・公団等の名において換地処分その他の処分を行う（懲戒処分を行う弁護士会・日本弁護士会連合会も同様である）。つまり組合・公団等自体が処分行政庁となる。その場合は、「処分又は裁決をした行政庁が帰属する公共団体」という表現は不正確となる。
- ・公共団体ともいえない民間団体が「一方的に権利義務関係を変動させる」行為を行う。たとえば第一種・第二種市街地再開発事業を行う場合の再開発会社、あるいは建築確認を行う指定確認検査機関（法律上は法人に限定はされない）である。ここでも被告は当該指定確認検査機関とすべき。
- ・機関を被告とした訴えの提起は「当該機関の帰属する法主体を被告として訴えが提起されたとみなす」旨の規定や、原告の申立てにより決定をもって被告を変更し、最初の訴訟提起を変更後の訴訟提起の時とみなす、とする規定が必要である。
- ・これにより、国家賠償請求訴訟へ訴えを変更することも容易となるメリットがある。
- ・国や地方公共団体が、自ら当事者となって行政委員会の処分を争う取消訴訟等は、当事者が同一となってしまふことがあるので、立法上の手当が必要ではないか。

##### 「処分又は裁決をした行政庁が帰属する国又は公共団体」を被告とするのが適当であるとの意見

- ・現実の行政処分の中では、「処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体」を判別するのが困難な事例が存在する。「処分又は裁決をした行政庁が帰属する国又は公共団体」を被告とするほうが、こうした事例の問題点を回避することができてよりよい。
- ・指定機関の行う処分の被告を権限を委任した行政庁の属する国又は公共団体とするのか、指定機関の属する法人自身とするの問題が残るため、この点の判断を誤った場合の救済規定をもうける必要がある。
- ・指定法人の行う処分の被告を権限を委任した行政庁の属する国又は公共団体とするのか、指定法人自身とするのかの問題があるが、国家賠償法3条のように、一般に「両者いずれを被告とすることも可」とすべき。
- ・処分等が行われる前に訴訟を提起する場合、どう扱うか。

##### その他の意見

- ・処分権限を与えられている行政庁の責任の不明確化など、むしろ問題点がある。

## 第 2 - 1 - (2) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大

### A 案を妥当とする意見

- ・同一処分についての取消訴訟が複数の裁判所に係属する事態は避けるべき。
- ・国及び独立行政法人等情報公開法の対象となる法人を被告とする事件については、情報公開訴訟と同等まで拡大する。なお、那覇地裁への出訴は認める方向で検討を願いたい。
- ・高裁支部まで拡大すべき。

### B 案を妥当とする意見

- ・行政法規の違法を判断する国家賠償訴訟が地裁の支部でも、簡裁でも判断できることと比べて均衡を失する。
- ・国についてどの地方裁判所所在地にも法務局があり応訴の負担を考慮する必要はない。
- ・移送の規定を適切に運用すればよい。

### 個別の論点項目に関する意見

#### 〔アについて〕

- ・被告が国以外の公共団体である場合には、管轄を拡大すべきではない。
- ・地方公共団体の場合は拡大すべきでない。
- ・地方公社の場合は拡大すべきでない。
- ・原告が処分後に住所を変更した場合について、特に配慮する必要はない。
- ・原告が処分又は裁決を受けた後に住所等を変更した場合： 地方公共団体を被告とする場合には配慮は不要、 国を被告とする場合には配慮が必要である。
- ・特殊法人、独立行政法人等は、国と同様の扱いとすべきである。
- ・独立行政法人の場合には、法人によって異なるので、法律で場合分けする必要がある。
- ・独立行政法人については原則として A 案を採用すべきである。

#### 〔イについて〕

- ・民事訴訟法とは異なる移送の規定を設けるべき。
- ・民事訴訟法と異なる移送の規定を設ける必要はない。民事訴訟法第 17 条で十分賄える。

#### 〔ウについて〕

- ・土地・建物をめぐる行政訴訟等については事件の内容が地域の慣習等も審理の対象とする必要があるなど個別性の強いものであり、その不動産又は場所の所在する地の裁判所にも提起することができる他に管轄を拡大すべきでない。
- ・専門性、大量性、事件処理の迅速性の観点から、管轄が限定されるのはやむを得ない。
- ・個別法で解決すべき問題である。
- ・事件の性質上管轄を拡大することが相当でない事件はない。

## 第2 - 1 - (3) 出訴期間等の教示

### 個別の論点項目に関する意見

#### 〔アについて〕

- ・教示義務の対象となる処分は、書面による行為に限定すべきである。
- ・原則教示義務は文書による場合に限定した上で、口頭での処分についても、要求があれば教示しなければならないとすべき。
- ・書面とする行為に限定すべきではない。

#### 〔イについて〕

- ・教示の相手方は、処分等の行為の相手方に限るべきである。
- ・公示による処分をする場合は、当該公示の際に、教示も行うべきである。
- ・教示の相手方については、請求のあった利害関係人も含める。
- ・利害関係のある第三者が特定できる限りは、その者にも教示すべきである。利害関係者が不特定多数の場合、公示等により教示すべきである。
- ・処分の相手方のみならず、原告適格を有すると思われる者に対してもすべきである。
- ・処分等の教示義務の対象となる行為の相手方に限るべきではない。

#### 〔ウについて〕

- ・(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)全てについて教示すべき。
- ・(ア)から(ウ)には賛成するが(エ)と(オ)には反対する。
- ・取消訴訟だけに限らず、訴訟をできる行為であるかを教示する。

#### 〔エについて〕

- ・誤った教示をした場合及び教示をしなかった場合について特に法的効果を定めるべきではない。
- ・教示がなかった場合や誤った教示をした場合、法的不安定な状態をいつまでも残すことには問題がある。
- ・教示の違法は手続きの違法を構成することを前提に、個別の法的効果については裁判所の判断に委ねる。
- ・出訴期間は、教示がなされなかった場合は、提起できることを知ったときから経過するものとする。
- ・教示を怠ったときは、教示がされるまで出訴期間は進行しないとすべき。
- ・教示が行われなければ処分の効果が発生せず、教示が追完された場合にはそのときから処分の効果が発生するとすべきである。
- ・出訴期間は走らず、誤った訴えをすべて適法とするべきである。
- ・「訴えを提起することができる裁判所」の教示を誤った場合は、原告の選択により提訴裁判所又は本来の管轄裁判所に移送して審理を行うものとするべき。

## 【第2 - 2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備】

### 賛成する趣旨の意見

- ・ 文書提出命令制度を用いると、原告側は、文書の特定、立証事項との関連性など、そもそもどのような文書が行政側にあるのかわからない元で、困難をしいられる。また、早期に行政の主張とその根拠が判明するのが望ましいから、釈明など主張レベルの問題として位置付ける方が、文書提出命令などの立証の問題として位置付けるより好ましい。
- ・ 弁論主義を基調とした民事訴訟の理念とは別個の、職権主義を基調とした規定を設けるのが望ましい。
- ・ 民事訴訟法 149 条による釈明権の行使は裁判所の裁量に委ねられている。しかし、行政訴訟（取消訴訟）における行政機関の処分・裁決理由の説明は、行政訴訟における行政機関の主張・立証責任に帰する問題であると解すべきであり、仮にそうでないとしても行政機関の義務として訴訟法上明記すべきである。
- ・ 行政側の提出命令拒否の際には民訴法第 224 条と同様な効果規定をおくべきである。
- ・ 「公開の」裁判を受ける権利を重視するあまり、当該情報の裁判所による取得を阻害する結果をもたらすことがあっては本末転倒である。訴訟当事者に守秘義務を課しつつ、当該証拠調べにかかわる審議に限って非公開で行うことも検討されてよい。

### その他の意見

- ・ 民事訴訟法の改正・運用で対応するのが原則であり、改正・運用で対応できないとしても、同法 151 条・221 条の特則として制度化すべきである。その場合、取消訴訟以外の行政関連訴訟にも適用されることが望ましい。これら特則の根拠は、当事者対等の原理という訴訟手続一般の理念に求めるのが適切であり、抗告訴訟などの訴訟類型に固有のものとするべきでない。

### 個別の論点項目に関する意見

#### 〔アについて〕

- ・ 民事訴訟法の釈明権の規定に解消することなく特別の規定をすべきである。
- ・ 行政事件訴訟法に独自の制度を設ける必要がある。

#### 〔イ - (ア) について〕

- ・ 釈明処分としてある程度包括的にできるようにすべきである。
- ・ 原則として弁論主義がとられるという前提に立って、行訴法における文書提出義務のあり方や公務員の守秘義務との関係など総合的に勘案して、釈明処分（民訴法第 151 条）の特則に位置づけるべき。
- ・ 審理の充足・迅速化のためであるから、「訴訟関係を明瞭にするため」（民事訴訟法 151 条）の釈明処分の一環として位置づけるべき。
- ・ 釈明処分の特則であると同時に文書提出命令の特則とすべきである。
- ・ 文書提出命令の特則と位置づけるべきである。
- ・ 故意に虚偽の事実を述べた場合への罰則を規定すべきである。

〔イ - (イ) について〕

- ・「当該事案についてした調査の結果にかかる調書その他の当該処分又は裁決の原因となる事実を証する資料一切を対象とする(行政手続法第 18 条第 1 項参照)。
- ・処分又は裁決の記録に限らず処分・裁決の基礎となった全ての資料を対象とすべき。
- ・行政決定に際して収集した資料や審理に必要な資料は対象とすべき。

〔イ - (ウ) について〕

- ・民事訴訟法第 220 条 4 号ロ規定の除外文書は拒むことができるとすべき。
- ・公益やプライバシーを害する場合には提出を拒むことができるようにすべき。
- ・提出除外文書の範囲は、民事訴訟に比べて制限。「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずることが明らかであるもの」とすることが適当。
- ・裁判所がインカメラ手続に付し、除外文書に該当することを確認できるとすべき。
- ・インカメラ手続を導入すべきである。
- ・除外文書は設けず、裁判所の判断により、記録の公開を制限できるものとする。
- ・行政不服審査の審査庁の保有する文書も対象とすべき。

〔イ - (エ) について〕

- ・取消訴訟以外の義務付け訴訟、行政上の差止め訴訟(予防訴訟)にも導入すべきである。
- ・取消訴訟、無効確認訴訟以外の訴訟(争点訴訟、国家賠償請求訴訟等)においては、通常の書証として提出を求めれば足りる。
- ・違法確認訴訟、義務づけ訴訟を行う場合にも先行した処分の適否を巡って争われることは多いので、取消訴訟に限らず、理由の説明と記録の提出は認めるべきである。
- ・当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟等行政事件訴訟法の定める訴訟類型のすべてに適用すべきである。
- ・「取消訴訟」以外にも適用すべきである。
- ・公文書に関する文書提出命令の制度を民訴法・行訴法と見直し、民訴と行訴とで規律を分断するのではなく、統一した立法するのが望ましい。

〔イ - (オ) について〕

- ・民事訴訟法第 223 条第 3 項ないし第 7 項と同様の手続を設けるべき。
- ・不服申立手続が必要であり、簡易迅速な決定手続で判断すべきである。

## 【第2 - 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備】

### 〔ア（執行停止の要件の緩和）について〕

#### 賛成する趣旨の意見

- ・ 執行停止の原則の採用をするべき。
- ・ 仮命令・仮差止等の制度の導入をするべき。
- ・ 暫定的な執行停止制度を導入すべきである。

#### その他の意見

- ・ 現行の執行停止の要件は緩和すべきではない。損害の回復困難性及び緊急性は、行政処分を停止するための最小限度の要件である。
- ・ 執行力が即時には発生するという現行制度は見直すべきではない。
- ・ 要件を厳格に審査することなく、一旦執行を停止するという、暫定的な執行停止制度の考え方も採るべきではない。

### 〔イ（執行停止決定に対する不服申立ての在り方）について〕

#### 現行制度を維持すべきであるとする意見

- ・ 内閣総理大臣の異議の制度は、集団示威行進不許可処分の執行停止決定に対するものも公共の福祉に照らしての行政の政治的判断の上に立ってのことで、濫用ではない。
- ・ 執行停止決定に対する即時抗告については、執行停止決定の執行力を停止する効力を有しないものとする制度を維持すべきである。

#### 見直すべきであるとする意見

- ・ 内閣総理大臣の異議の制度（行政事件訴訟法第27条）は、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」（同条第3項）場合にされるのであるから、執行停止の消極要件である「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、・・・することができない。」（行政事件訴訟法第25条第3項）と同じである。この点についての判断の誤りがあれば、その是正は、不服申立てを判断する上級審に委ねるべき。
- ・ 執行停止に対する内閣総理大臣の異議の制度は廃止すべき。
- ・ 内閣総理大臣の異議制度（27条）を廃止するか、27条4項を改正して、内閣総理大臣の異議申立てがあつたときでも、裁判所がその理由を審査し、理由がないと判断するときには異議申立てを却下し、執行停止決定を維持することができるようにすべき。

### 〔ウ（公権力の行使に当たる行為についての執行停止以外の仮の救済）について〕

#### （ア）について

- ・ 公売処分、買収処分の場合、その財産の現状保全、処分禁止。
- ・ 係争物に関する仮処分に類する仮の救済が必要となる場合はない。

#### （イ）について

- ・ 生活保護の支給拒否、補助金の支給拒否、高校の不合格、学校統廃合における通学校指定、一定期日に必要な公会堂の使用申請の拒否、保育所の入所拒否等を争う場合。

- ・ 出入国管理難民認定法による更新申請拒否処分の場合。
- ・ 隣の公害工場に対して暫定的な改善命令、排出規制命令などを出させようとする場合。
- ・ 公共の利益に影響があるような場合、たとえば、飲食店営業許可を仮に義務づけるのは適当ではない。
- ・ 義務付け訴訟や差止訴訟の場合に、執行停止制度だけでは救済できない場合があるので、仮の地位を定める仮処分（民事保全法第 23 条第 2 項参照）に類する制度を整備すべき。
- ・ 仮の給付措置を命じることができるような制度を創設すべきである。

（ウ） - について

- ・ 「償うことができない損害を避けるため差し迫った緊急の必要があること」が必要。
- ・ 「重大なる不利益を防止し、若しくは急迫な強暴を避けるため、又はその他の理由により必要と認められるとき」とするドイツ法（行政裁判所法 123 条 1 項）に倣う。
- ・ 急迫不正の侵害（時間的要件）と重大な利益侵害（利害の程度に係る実体要件）
- ・ 仮の給付については要件を限定しなくてはならない。

（ウ） - について

- ・ 本案に関する要件として、「本案につき理由があることが明らかなこと」が必要である。
- ・ 第三者に関係のない処分について、とりあえず仮に給付を命じて審理をするというように仮命令の期間を短期間にするなら、本案についての勝訴の見込みがないとはいえないことというように、本案の要件は緩和されるべきであるが、営業許可を仮に命ずるといふ場合には、本案について勝訴の見込みがあることと積極的に規定すべき。

（ウ） - について

- ・ 「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないこと」が必要である。

（ウ） - について

- ・ 本案の訴えの提起は、これを要するものとすべきである。
- ・ 仮の救済の申立てをするに際し、本案訴訟の提起は不要とし、執行停止後に行政側に起訴命令の申立権を付与すれば足りる。

〔工（行政事件訴訟法第 44 条の取扱い）について〕

- ・ 仮処分の排除につき定めた行政事件訴訟法第 44 条は、廃止すべきでない。
- ・ 廃止すべきである。



## 【第2 - 4 権利利益の救済を実効的に保障するための多様な救済】

### 第2 - 4 - (1) 行政の作為の給付（義務付け）を求める訴え

#### 賛成する趣旨の意見

- ・給付の訴えが適切な事案について、個別法で明定し、救済を容易化・明確化する必要性がある。
- ・十分な理由があれば、実体法の方で適用除外をする。

#### その他の意見

- ・どのような場合どのような作為を義務づけるかが明確にされ必要がある。
- ・一般的に制度化する必要性はなく、したがって、実体法上の請求権を一般的に論じる実益に乏しい。具体の例外的・限界事例について特別の訴えを制度化することを検討してはどうか。
- ・補助金交付に関する申請については、給付の訴えを個別法により制度化することが考えられる。

#### 個別の論点項目に関する意見

##### 〔アについて〕

- ・A案が妥当。
- ・B案は、三面関係であるが、当事者間による民事訴訟的解決が不可能であり、行政の介入によらざるをえない場合がどれほど想定できるか、また、行政責任については、国賠による事後的な救済で足りないかどうか、が問題になる。
- ・B案は、法令に基づく申請権がないのに行政の作為の給付を求める訴えを認めようとするもので、賛成できない。
- ・不作為の違法確認の訴えにつき、「法令に基づく申請」であることを要しないものとする考え方には賛成できない。
- ・C案が妥当。

##### 〔イについて〕

- ・処分以外については民事訴訟により給付の訴えが可能であり、必要はない。
- ・行政の作為の給付を求める訴えにおいて請求することができる行為は、取消訴訟の対象となる行為に限定すべきである。
- ・法令に基づかない給付の拒否も対象とすべきである。
- ・行政の権限行使可能なものにすべき（行政契約の締結なども含む）。
- ・それぞれの救済を独立の訴えとするのではなく、行政の作為の給付を求める訴えとすればよく、判決において処分の給付、再決定の義務付け、不作為の違法確認などの給付方法を選択するものとすればよい。
- ・行政の作為の給付を求める訴えと不作為の違法確認の訴えは、それぞれ独立の訴えとすべき。訴えは、行政の作為の給付を求める訴えだけ認めればよく、判決で、処分の給付、不作為の違法の確認などの救済方法を選択する考え方は、訴訟の基本構造に反する。

- ・それぞれ独立の訴えと見るべきであるが、但し、訴えの変更に関する出訴期間の救済規定を設けるべきである。
- ・取消訴訟が可能の場合については、補完的に給付の訴えが認められるべきであり、両訴訟が可能とすべきである。
- ・取消訴訟・無効確認訴訟や不作為の違法確認訴訟などの訴訟の形式も残し、原告の自由選択に委ねる。取消訴訟中心主義を残し、他の訴訟形式を補充的形式として出訴要件を狭めるのは、制度を複雑化させるので妥当ではない。
- ・特定の作為のみならず、抽象的な作為を求めることも認められるべきである。

#### 〔ウについて〕

- ・申請権の有無により認められる要件の異なることも止むを得ない。
- ・A案が妥当。
- ・A案のうち、一義性および緊急性の要件のみとすべき。
- ・B案が妥当。
- ・B案に賛成、一義性の要件を緩和すべきである。
- ・C案が妥当。
- ・C案に賛成。但し、義務付けを命ずるためのある程度客観的基準が必要。
- ・C案に賛成だが、裁判官の審理負担の増大等が危惧され、B案でもよい。

#### 〔エについて〕

- ・A案が妥当。
- ・B案が妥当。
- ・強制執行を考える必要があるかどうか疑問である。
- ・従来行政庁が裁判所の確定判決の拘束力を無視したという例を聞かないので、C案に賛成する。

## 第2 - 4 - (2) 行政の行為の差止めを求める訴え

### 個別の論点項目に関する意見

#### 〔アについて〕

- ・ 行政の不作为の給付（行為の差止め）を求める訴えの対象は、取消訴訟の対象となる行為（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為）に限定すべきである。
- ・ 行政訴訟として新設するのであれば、処分に限定すべきである。
- ・ 限定するとすれば、それ以外は民事訴訟で差し止めることができることが明確であり、かつ、処分かどうかの判断を誤っても、いずれかで救済できるような手当が必要。
- ・ 民事訴訟による救済手続が整備されることを前提とすれば、取消訴訟の対象となる行為に限定してもよい。
- ・ 取消訴訟の対象になる行為に限定する必要性はない。

#### 〔イについて〕

- ・ 行政の不作为の給付（行為の差止め）を求める訴えによる救済と取消訴訟による救済との関係については、特に考慮すべきことはない。救済の場面が異なるからである。民事訴訟による差止めの訴えとの関係も、特に問題とすべきことはない。民事訴訟による差止めの訴えでは、公権力の行使に当たる行為の差止めはできないからである。
- ・ 抽象的な不作为の給付を求める訴えは、認めるべきではない。
- ・ 行政訴訟の各訴訟の関係については、独立の訴訟類型とするのではなく、行政主体に対する訴訟を一本化し、判決において救済方法を選択するものとすべき。
- ・ 裁判所が判決前に当事者の意見を聞き、その同意を得て、適切な救済方法を選択すればよい。
- ・ 係争中に処分がなされたら取消訴訟に移行する。

#### 〔ウについて〕

- ・ 行為の差止により、影響を受ける利害関係者の保護、損害の補填等についても十分な配慮をお願いしたい。
- ・ 原告が訴えの利益を有する場合には（訴えの利益の判断において、事前差止めをしないと利益を害されるかどうかの問題となる）、行われようとする行為が違法なものであることが確実であれば（裁量の余地があり、適法とされる範囲内で行われる可能性があるならばこの要件は充たさない）、差止めの認容判決は出されるべきである。
- ・ 「人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれ」という消極要件は、決定等がなされそれにもとづく法関係が形成されてくる以前に、違法であっても行政機関が行うことができる行為として何が想定されるか、思い浮かばない。
- ・ 一義性、補充性の要件は不要。緊急性の要件についていかなる法文上の表現をとるのかのみを検討すべき。
- ・ 具体的な事件ごとに利益考量をして、差止め判決の必要性を考慮すればよい。ただし、現実には違法性が重大な場合に限られる。

その他の意見

- ・ 民事訴訟上の確認の訴え、差止の訴えを許容する考え方が妥当である。多くは権利・法律関係の確認の訴えで足りる。民事訴訟における確認の訴えを処分についても可能とするとともに、訴えの利益を緩和すべきである（解釈にかかわる。）。事実行為による侵害の可能性があるときは、民訴の差止請求を許容すべきである。

## 第2 - 4 - (3) 確認の訴え

### 賛成する趣旨の意見

- ・ 取消訴訟の対象に該当しないとされる行政立法、行政計画について、その効力を争う者は、その無効確認の訴えを起こすことができるものとするのが至当である。法律上効力がないとされる行政指導については、その無効確認の訴えを起こすことはできない。
- ・ 行政処分以外の訴訟は確認訴訟とくに違法確認訴訟を当事者訴訟と位置づけ、判決の拘束力とも併せて考慮すべき。あとは成熟性を要件とすればよく、とくに差し止め訴訟等は必要ではない。処分以外の公権力の行使の観念は曖昧で当事者訴訟で整理すべき。
- ・ 新たな訴訟類型の創設や民事訴訟との関係はさらに検討を要する。
- ・ ある事業をしようとするときに許認可を取得する義務が不存在であることの確認など、ノーアクションレターで示された法解釈が納得できない場合に確認訴訟が必要となる。
- ・ 行政立法、行政計画のうち取消訴訟の対象に該当しないものでも、また、法律上効力がないとされる行政指導も許認可権限を有している行政庁による場合には、事実上の拘束力を持つため、何らかの法整備が必要である。

### その他の意見

- ・ 民事訴訟上の確認の訴えを、処分その他の行為について、訴えの利益を緩和して、認めるべきである。特別の行政訴訟類型として新設する必要はない。
- ・ 確認の訴えについては必ずしもその必要性が十分ではない。
- ・ 国等との間の権利義務関係の存否に関する訴えの範囲で認めればよい。抽象的規範統制という形態は必要ない。
- ・ 成熟性を、市場社会の常識と合致させるために、これまでより広く解釈すべきである。たとえば、都市計画等が放置されている場合に、その違法・失効の確認を求める訴えを認めるべきである。認めないと、たとえば計画区域における投資を断念するか、リスクを背負って投資することを強制することになる。行政基準についても、これに基づく措置が行われる可能性が極めて高いので、要綱等を含め、訴訟の対象とすることが必要。

### 個別の論点項目に関する意見

#### 〔アについて〕

- ・ 個人の権利・利益の侵害と直接に結びつき、いわゆる事件の成熟性にかかわる様な場合に限定して認めるべきであろう。
- ・ 「公権力の行使」以外の行政決定等の無効（違法性）確認請求、行政指導の違法性確認請求は、民事訴訟についてと同等の確認の利益がある場合には適法としてよい。
- ・ 違法を争うだけの成熟性がある場合はすべて争わせるべきである。
- ・ 行政指導については行政指導要綱や行政手続法及び手続条例に基づいて書面の交付を受けている場合のみ無効確認が提起出来るようにすれば良い。

#### 〔イについて〕

- ・ 確認の利益である以上、行政訴訟における確認の利益と民事訴訟における確認の利益と

は、同じものであるべきである。取消訴訟制度があっても、これが確認の訴えにおける確認の利益の判断に影響を及ぼすことはない。

- ・ 行政訴訟に於ける確認の利益は、民事訴訟に於ける確認の利益よりも広く捉えられるべきである。

〔ウについて〕

- ・ 無効等確認の訴え（行政事件訴訟法第3条第4項）の原告適格を定める行政事件訴訟法第36条は、削除すべきである。同訴えの原告適格は民事訴訟法の確認の利益と同一とすべきであり、行政事件訴訟法にこれと異なる原告適格の規定を置く必要はない。
- ・ 無効等確認の訴えの原告適格を定める行政事件訴訟法第36条は削除し、これに代え、確認の利益がある場合には、処分又は裁決の存否若しくは効力の有無に関する確認の訴えであっても、提起することができる旨を注意的に規定すればよい。
- ・ 36条前段は、訴えの利益一般の理論と同一であるから残し、後段は削除すべき。
- ・ 争点訴訟と無効確認訴訟の両方を認めるべきである。
- ・ 無効等確認訴訟は取消訴訟と原告適格は同一で良い。
- ・ 予防的訴訟と補充的訴訟を明確にする必要がある。

## 【第2 - 5 取消訴訟の対象、排他性、出訴期間】

### 第2 - 5 - (1) 行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの取消訴訟の対象の拡大

#### 賛成する趣旨の意見

- ・紛争の成熟性がある場合に限って行政立法、行政計画などを取消訴訟の対象とすべきであるという考え方が適当である。
- ・紛争の成熟性にかかわらず行政立法、行政計画などを取消訴訟の対象とすべきである。
- ・行政立法や行政計画については、権利義務に影響が生ずる蓋然性が高い場合に認めるべきである。行政指導についても、行政指導という形式をとっているから効力がないという形式論をすべきではない。地方自治法14条2項でも、「実質的に権利義務に影響を与えるなら条例を制定すべき」という実質主義が採用されている。
- ・紛争の成熟性の判断基準は、その後の具体的な行政決定を待たずに法律上又は事実上の争点が特定できるか否かによるものとすべきである。
- ・行政計画については、利害関係者であれば違法性を争うことができるよう個別法で手当てする。そのような出訴可能性については、行訴法上に明記しておくのが適切。
- ・行政計画については、用途地域指定や土地区画整理事業計画、さらに法的拘束性を持った土地利用計画および公共施設設置計画などのように具体的な法効果を生じる計画を取消訴訟の対象とする。計画に伴う後続手続・後続処分や利害関係の広さ等に関する特色を考慮し、行政計画固有の訴訟制度の規定を行政事件訴訟法に導入すべき。出訴期間を定めるが、出訴期間経過後も、後続行為に対する訴訟での計画についての付随審査（先決問題審査）ないし違法性の承継の承認を認める。
- ・租税通達の内容は広く国民・納税者の義務に関わりを持つところから、通達が発遣されたら具体的な租税確定処分をまたず、その適法性を争う機会が設けられるべきである。広く国民に影響を持ち継続反復性を特色とする租税行政においては、租税確定処分を待って権利救済を図るのでは不十分である。個別事件を対象とした事後的救済では、当該原告（納税者）が救済されてもその間の多くの他の納税者は救済されない。
- ・行政指導など法的効力のない行政上の行為については、個々の事件において裁判的救済の必要性がある場合には取消訴訟の対象とする。行政指導に限らず公表などの事実行為、さらに通達ないし審査基準・処分基準も救済の必要性という観点から対象とする。

#### その他の意見

- ・紛争の成熟性を含め「法律上の争訟」性の判断にかかわり、基本的に裁判所の解釈の問題である。しかし、現状は、処分性について厳格にすぎるとは認めない。そのかぎりでは、アおよびイの考え方が妥当である。
- ・行政立法（行政規則を含む）および行政計画については、現行の取消訴訟との関連では紛争の成熟性の緩やかな解釈によって対象に取り込むことが望ましいが、特別の訴訟（法令解釈訴訟、違法確認訴訟など）を立法政策的に導入する必要がある。
- ・処分性を拡大することによって権利救済の機会を確保することには、行訴法理論上の困難な問題が散在する。アに指摘された判例法上のルールに加え、わが国の形式的行政処分論、フランス行政法における「分離しうる行為の理論」などが参考になろう。

- ・行政計画はよしとして、通達についてはいささか難しい点が多いと思います。国家公務員には通達の言葉はありますが、現在地方には地方分権推進法施行以来、通達はなくなり、技術的助言、勧告におきかわっています。
- ・行政立法、行政計画、通達、行政指導などをすべて一律に取消訴訟の対象とすべきであるとする考え方には賛成できない。行政立法、行政計画などでも、国民の権利義務に直接影響を及ぼすようなものは、現行法のもとでも、取消訴訟の対象となる処分に当たる。また、本来法的な効力のない行政指導をすべて訴訟の対象とすることも適切でない。
- ・抽象的規範統制まで拡大することには、問題がある。その意味では、アが妥当であろう。しかし、現在の最高裁判決の処分の範囲は限定的である。不特定多数者を相手とする公権力の行使をも訴訟の対象として認める方向を検討してもよい。例えば、訴訟の対象を単に「公権力の行使」とし、「処分」という用語を用いないこととし、個別具体的処分に限定しない趣旨とすることが良い。これは、法的規律の範囲を地域的に限定して権利制限を行う行為（用途地区の指定等）で具体的な処分をまつことでは有効な権利利益救済を受けることができないものを何らかの形で、訴訟の対象とすることができるようにした方が良いからである。
- ・現行法の下では、取消訴訟は行政処分による法効果を否定する訴訟（いわゆる形成訴訟）と考えられている。従って、行政立法、行政計画、通達、行政指導を「取消訴訟」の対象とすることは必ずしも適切とは言えず、単に司法審査の対象とすべきである。



## 第 2 - 5 - (2) 取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違法確認訴訟の創設

### A 案が最も適当とする意見

- ・日弁連は A 案の訴訟類型を是正訴訟と命名し、その採用を提案している。違法な行政決定は最初から最後まで無効であり、それを確認することが是正訴訟の基礎である。違法な行政決定が有効であるということではなく、是正訴訟は形成訴訟として構成されるものではない。なお、違法確認に付加して具体的な給付判決がなされることもあり得る。これまで、取消訴訟の排他的管轄の考えから取消訴訟に排他性を認め、民事訴訟が排除されてきたが、この考え方を改め、国民は原則として民事訴訟、行政訴訟のいずれの救済も求めることができるようにすべきである。また、国民の裁判を受ける権利を制限する出訴期間を原則として廃止すべきである。
- ・取消訴訟を基本としてもよいが、他の請求（給付の訴え、確認の訴え）も法律上の争訟として成立していれば認めるべきである。

### B 案が最も適当とする意見

- ・通達の制定段階でその違法性を問うなどの行政活動違法確認訴訟を創設するとしても、租税行政の性格を鑑み、排他性・出訴期間の制限を持つ取消訴訟の存続を認める B 案が妥当であるとする。

### その他の意見

- ・日弁連が提唱している「是正訴訟」のような改革ができたとしても、結局はいくつかの訴訟類型に集約されていくと思われるのであって、それまでの間の混乱を考えると、当面はかえって行政訴訟の機能不全を招くおそれがある。
- ・民事訴訟とあまりにも相違する特別の訴訟類型の導入には、賛成できない。取消訴訟制度と給付・確認・差止など民事訴訟上の訴えの選択性の拡大、民事訴訟上の訴訟要件の緩和、および必要な事案についての個別法による給付の訴えの導入が望ましい。
- ・取消訴訟の排他的管轄には行政上の法律関係の安定、国民の信頼の確保という点で一定の意義及び合理性が認められる。出訴期間の制限については、短すぎなければ、権利利益の実効的救済にもそれほど影響はない。
- ・取消訴訟制度そのものの見直しが必要であるという観点から、A 案、B 案、C 案と具体的な見直し案が提示されているが、いずれの考え方も十分熟したものではなく、到底、取消訴訟制度の見直しとして採用できるものはない。
- ・行政事件訴訟法で排他性について規定を設けるべきではない。排他性とその見直しについては従来と同様に学説及び裁判例に委ねるべきである。
- ・出訴期間の見直しではなく、行政庁による明確な教示義務の徹底化などによるべき。
- ・出訴期間を個別法で定める方法は、却って通観性を欠き、煩わしい結果をもたらす、権利救済に結びつかない。一般原則を行政事件訴訟法で定め、特例を個別法で定めるといふ現行の方法にはそれなりの合理性がある。
- ・出訴期間は知らなかった事情などできるだけ酌量できるようにすべきである。
- ・取消訴訟においては出訴制限等により、権利救済が制約されるおそれがある。このため、

取消訴訟の排他性を縮小すると同時に、民事訴訟との関係を整理し、訴訟を起こす機会を必要以上に閉ざすことのないよう配慮すべき。

- ・個別立法を行うことはともかく、排他性と出訴期間制度を原則として取消訴訟制度から削除することは問題がある。

## 第2 - 5 - (3) 裁判所が判決で必要な是正措置を命ずる考え方

### 賛成する趣旨の意見

- ・ 訴訟の対象となる紛争は、多種多様であり、行政決定の違法性を争う原告が訴訟提起の時点で、その具体的是正措置を特定することは著しく困難である。当該行政決定が違法と判断される場合、その対象となった行政決定が違法であるとの確認をするだけでは違法な行政決定の違法是正が実効的に確保されることとはならない。
- ・ 違法な行政決定の是正を実効的に確保するためには、当該具体的紛争事件の個別性、違法とされる行政決定に関連するその前後の行政決定、行政行為等の種類、内容、命じるべき是正措置の緊急性等を考慮して、裁判所において弾力的判断をなしうることを認めるべき。但し、裁判所の判断は、当事者の処分権能を制限するものであってはならない。
- ・ 加速度的に進む行政法規の複雑さから、原告たる市民のリスクを回避するために、法を知る立場にある裁判所は、適切な釈明権の行使によって、原告が本来的に、望んでいる救済措置を示してあげることが、市民のための司法を実現するうえでも必要。

### その他の意見

- ・ どのような措置を命ずるべきか一義的に特定し難く、またそれを、あげて裁判所の裁量に委ねるのも危険であってにわかに賛同し難い。
- ・ ここまで積極的な役割を裁判所に負わせることは、訴訟制度そのものの趣旨との関係を果たして妥当であろうか。
- ・ 賛成できない。行政について特別の包括的訴訟制度を立法化することは、立法政策による客観訴訟の制度化ととらえられるおそれがあり、民事訴訟との選択性を損ない、また、訴訟要件の厳格化に至る可能性もある。弱者（国民）対強者（行政）間の訴訟としての特殊性が強く、現行の訴訟制度と相容れない。
- ・ 賛成できない。訴訟の基本的な構造を変えるものであって、適切ではない。
- ・ 訴えの提起にあたり、申立の趣旨は明確にする必要がある。
- ・ 訴訟形式に関しては、行政決定等一般に関する義務づけ訴訟と違法性確認訴訟を設けて原告の自由選択とすべき。

## 第 2 - 5 - (4) 取消訴訟の排他性の拡大解釈の防止

### 賛成する趣旨の意見

- ・ 行政事件訴訟法上、排他性が規定されていないにもかかわらず、一部の判例において取消訴訟と民事訴訟とが事実上、相互に排他性を有するがごとき解釈が行われ(最判昭 56 . 12 . 16 大阪空港公害訴訟最高裁判決)、実効的な権利救済を妨げてきた。「取消訴訟」が出来る場合に、これを排他的にとらえて、取消訴訟のみが出来ると限定すべきではなく、行政決定の違法性にかかわる紛争について、可能性のある他の多様な訴訟形態を選択しうることは、国民に開かれた司法、使いやすく効果的な司法救済の実現の観点から重要である。日本弁護士連合会の「行政訴訟法案」では、「行政決定の違法性は、民事訴訟においても、これを争点とすることができる」(同法案第 3 条第 1 項)と設けている。
- ・ 一般的注意規定をおいてもよい。
- ・ 取消訴訟に排他性を認める必要がある場合には、その範囲を明確に法律で規定すべき。

### その他の意見

- ・ 訴えの変更の許容範囲を拡大する規定を置くことで解決できる。
- ・ 裁判例が取消訴訟の排他性の拡大解釈することを防止することは重要であるが、排他性について規定を設けない立場からすれば、防止の規定を置くことは不要である。別の形で、拡大解釈をしないよう裁判官の間に浸透させるべき。
- ・ 不要である。排他性を導いている現行規定の改正のほか、積極的に他の訴訟類型を可能とする個別法上の工夫があってもよい。授益的処分についての給付の訴えや、税額確定訴訟の導入が考えられる。それ以上に、一般的規定を置くことは有害無益である。
- ・ 取消訴訟の排他性という概念は熟したものではなく、その拡大解釈を防ぐ必要性など感じられない。
- ・ 明文を規定することによって、かえって他の訴訟形態の活用を抑制する傾向が出てくるとの危惧があるので、一般的な規定は必要がない。

## 第 2 - 5 - (5) 出訴期間の延長

### A 案を妥当とする意見

- ・ 3 ヶ月という期限は、弁護士に相談したり受任してくれる人を探す期間としても短すぎる。なぜなら、一般的に職業を持っている人は、休暇を取ってそのための活動をせざるを得ないところ、現在の労働環境の中で、月に何度も休暇を取ることが困難であるからである。しかも、行政事件は、弁護士としても 1 人では手に負えない事件が多く、弁護団体制を組むのには時間がかかる。3 ヶ月まるまる訴状の起案に使えるとしても、十分な準備はなしがたい。
- ・ 期間を遵守出来なかったことにつき正当理由がある場合の救済規定を置くべき。
- ・ 原則としては、出訴期間の制限規定はおかず、個別に出訴期間を定めるとしても、現行の 3 箇月は短すぎるので、少なくとも 6 箇月にすべきである。

### C 案を妥当とする意見

- ・ 出訴期間は不要なものもあるが、個別に規定すると混乱する。
- ・ 最低でも六ヶ月に延ばすことが望ましいが、「処分があったことを知った日」が争いになる可能性があることを考えると、「処分の日から 1 年」に統一する C 案が好ましい。
- ・ 個別の教示なしで出訴の制限をするためには、1 年程度まで延長することが必要。また、出訴期間の条例による短縮可能性も明記することを望みたい。
- ・ 「過失無くして処分の存在を知りえなかった場合」には、延長すべきである。

### その他の意見

- ・ B 案を妥当。
- ・ 通達・行政指導への取消訴訟の拡大、出訴期間の延長などの今回の見直しにより、通達等に従った事業者の行為や、事業上の必要性に基づき申請した許認可の処分に対して、その効力を過度に停止されることとなると、供給が困難になったり、当該許可等に基づいて行った業務が滞ったりし、事業の効率的・円滑な運営に支障を来し、また経営上悪影響を被る場合もある。したがって、見直しにあたっては、事業者にとって法的安定性が過分に損なわれることのないように留意することが必要。
- ・ 出訴期間については、教示義務を新たに設けることから、その延長等の見直しをする必要はないと考える。
- ・ 出訴期間については、限定する必要性が認められる場合に限り規定すべきであって、一律に設けるべきものではない。なぜなら、行政庁と処分の名宛人のほか、合理的な因果関係に基づく影響の及ぶ利害関係者がいない処分のような場合、短期間に処分を確定しなければならない理由はないからである。原則廃止するとしても、例外として、農地買収処分、滞納処分、収用裁決のように、第三者の権利関係に影響を及ぼす場合には、行政処分の実効性や利害関係者の地位を不安定にするので、時効よりも短期の出訴期間が必要と考えられる。その場合でも、出訴期間が必要な場合も、3 か月という短い期間を強制すべきでなく、これらの判断には専門的・技術的判断事項が数多く含まれていることからすれば、最短 6 か月とすべきである。

- ・ 一律に出訴期間の制限を設けるのではなく、権利利益の実効的救済の保障，行政の適法性確保と，法律関係の早期安定の要請とを比較衡量した上で，出訴期間を設ける必要があるものに限りに，個別具体的に出訴期間の制限を設けるべきである。
- ・ 原則として、出訴期間を廃止すべきである。
- ・ 出訴期間、審査請求期間は原則廃止すべきである。
- ・ 出訴期間は原則として廃止し、例外的にも6ヶ月以上にすべきである。
- ・ 「処分、裁決を知った日から一年」とし、行政庁が通知しない場合は「重大かつ明白な瑕疵」であるから、民事の不法行為の時効と同様の「二十年」とすべきである。
- ・ 第三者の権利関係にかかわらない行政活動については、時効制度を活用することとし、出訴期間を廃止してはどうか。

## 【第2 - 6 原告適格、自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限、団体訴訟】

### 第2 - 6 - (1) 原告適格の拡大

#### A案を妥当とする意見

- ・原告適格は判例では、「法律により保護された利益説」が確立されており、当該処分の根拠となっている行政法規が原告である第三者の利益を個別具体的に保護しているかどうか判断基準になる。しかし、個別実体法は直接の規定がない場合も多く、ある処分の因果関係の結果、具体的に苦痛を被る者がいるのであれば、その者に原告適格があると判断すべき。これにより民事の受忍限度を超えるものとのバランスがとれる。
- ・主婦連合会のジュース訴訟の場合、最高裁判所は、消費者団体及び消費者について、「法律上の利益」を持つものではなく、「反射的利益ないし事実上の利益」を有するに過ぎないことを理由に、原告適格なしとした。また、周辺住民の環境悪化を理由に幹線道路の認可取消を求める訴訟は少なくありませんが、認可取消による健康被害の未然防止については、道路が建設されれば、被害を受けることは確実であるにも関わらず、いまだ実際の被害を受けていないことから、原告適格なしとして却下される。このような取扱は、およそ常識的とはいえないだけでなく、行政行為の違法をチェックするという行政訴訟の重要な機能の点から考えるならば、あまりに訴訟の間口を狭める。
- ・近鉄特急料金認可処分取消等請求事件のような事例において、通勤定期券を購入し特急を利用している沿線居住者に原告適格を容易に肯定することができる。この判断枠組みのもとにおいては、判断の積み重ねの中で、裁判官が躊躇することなく迅速に、原告適格の健全で常識的な判断に到達することができる。
- ・原告適格は、個々の実定法の趣旨・目的によって決まるのではなく、違法な行政処分によって原告が受けた（または受ける）実生活上の不利益が裁判上の保護に値するかどうかによって判断されるべきである。
- ・「法律上保護された利益説」が本質的に原告適格の範囲として狭すぎるかはともかく、判例実務の運用は、原告適格を諸外国に比して厳しく制限している。生命・身体の健康などが関わるものについては、原告適格が認められることがあるが、経済的利益については厳しい判断がなされる傾向があり、合理性があるとは思われない。
- ・現行の「法律上保護された利益」説では、消費者、付近住民等の利益が保障されない。
- ・原告適格の拡大に対応して、個別処分の名宛人等であるが訴訟当事者となっていない場合、その第三者の保護を図る規定(訴訟告知・訴訟参加規定)の新設が必要。
- ・「現実の利益を侵害されるおそれのある者」は、拡大解釈され、濫訴が懸念されるので、一定の制限が必要である。
- ・侵害のおそれの立証は蓋然性の程度まで求めるような厳格なものではないものにすべき。

#### B案を妥当とする意見

- ・利益がどのようなものであってもすべて原告適格が認められるというのではなく、原告適格が認められる範囲は、評価を経た法的な利益が侵害された場合に限られるべき。
- ・法律の保護する利益をきわめて狭く解釈した上で（たとえば都市計画法上の近隣災害防

止規定や距離制限規定で保護された利益などを除いて、多くの地域空間秩序を規律する規定の保護法益は公益一般であるかのような解釈がなお多い)、原告適格をそのような狭い保護法益によってのみ根拠づける思考方法がなお判例の主流となっている。

#### C案を妥当とする意見

- ・ 法的利益が法律用語として受け入れられがたいのであれば、C案に賛成する。

#### その他の意見

- ・ D案が妥当。
- ・ 第9条を削除することにより、訴の利益理論で解決される。
- ・ 現行9条の規定が緩やかな解釈の妨げになっているとは考えられない。本来、司法権による法律上の争訟の解釈にかかわるものであり、その点の改善がなにより求められる。法律の規定を安易に改正することは、行政訴訟の特別訴訟(政策的法定訴訟)化をもたらすおそれがあり妥当ではない。法律の保護に値する利益説の構成要素がこれまで不明確であった。裁判的保護利益性、処分と保護利益との相当な連関性、個別的利益性などが妥当であると考えている。
- ・ 取消訴訟の原告適格をどこまで拡大しても、処分によって原告が受ける「直接的、個人的な利益の侵害」要件を外すことはできない。その要件が、根拠法およびそれと関連する法令によって保護された利益まで拡大してきている(新潟空港事件および工)。当事者訴訟(の原告適格)との関係を考えて、それ以上の拡大は「保護に値する利益説」となり、当事者訴訟との境界がなくなる。
- ・ 要件を緩和するのは賛成だが、要件規定の文言の変更で運用が実質的に変わるかどうかは疑問。
- ・ 原告適格の要件よりも不服申立ての要件を緩める必要がある。
- ・ 業務改善命令や業務停止命令の行政処分の効力を業務改善報告提出後も争えるようにする必要があります。その方法としては、国家賠償法による賠償請求などは現実的ではなく、行政訴訟により救済を求めるほかありません。
- ・ 「経済的な利益など現実の利益を有する者」と門戸を広くし、現実の利益の侵害から救済できるようにすべきだと思います。
- ・ 原告適格の拡大をするべき。
- ・ 客観訴訟化して「違法な行政活動」を対象にする訴訟とするほか、解決方法はない。
- ・ 原則すべての国民に「原告適格」を与える。



## 第 2 - 6 - (2) 自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限の規定の削除

### 賛成する趣旨の意見

- ・被告行政庁は「事件に関する一切の事実を主張することができる」との最高裁判例により制限のないものとなっており、「武器対等の原則」に反している。
- ・最大判昭 37 . 11 . 28 ( 刑集 16 卷 11 号 1593 頁 ) は , 第三者所有物没収事件において第三者の憲法上の権利を主張することを認めている。

### その他の意見

- ・「自己の法律上の利益に関係のない違法」を取消しの理由とすることができないとする行政事件訴訟法第 10 条 1 項の規定は、これを削除する必要はない。
- ・「自己の法律上の利益に関係のない訴え、主張」については一定の制限をすべき。
- ・行政事件訴訟法第 10 条第 1 項の規定に代えて、「もっぱら第三者の利害に関わる違法事由を主張することはできない。ただし、公益に関する事由についてはこの限りでない。」との規定を置くべきである。
- ・公益に関する事由については、主張することを認めるべきである。

## 第 2 - 6 - (3) 団体訴訟の導入

### A 案を妥当とする意見

- ・個人で当事者適格が認められるとしても、団体訴訟は認められるべき。なぜなら、環境問題に関するもの、公共料金に関するものなど個人個人の利益が希薄な場合がある。このような場合、適当な団体が訴訟を遂行した方が、費用の負担、人的資源の活用など様々な面から見て有益であるし、現実的である。個別法では団体訴訟を導入することが困難で、一般的な規定が必要である。個別に当事者適格が認められている場合に団体が訴訟を提起しても、行政としては不都合はないはずであり、特に不都合のある場合のみ個別法で団体訴訟を禁止すれば足りる。
- ・個人でも提起できるいわゆる「市民訴訟」が最善であるが、団体訴訟を前提とすると A 案が妥当。個別実体法で規定することは、現実的ではない。適法な行政活動は、個別法レベルの問題ではなく、憲法レベルの問題なのであるから、訴訟法レベルで整理することには、支障はない。

### B 案を妥当とする意見

- ・個別法で定めるべき。訴訟法できめるとなると、訴えを起こすことについての「団体固有の利益」をどのように表現するか、困難がある。
- ・行政事件訴訟法に規定を置く必要はなく、もっぱら個別法に定めることが妥当。行政事件訴訟法は民事訴訟の特例的性格を維持すべきであって、行政に関する特別訴訟の一般法という性格付けをことさらにすべきではない。取消訴訟制度の変質を招くため、原告適格の拡大によって対応すべきではない。個別法による法定訴訟として制度化すべきである。環境、自然保護、消費者などの分野で導入すべきである。
- ・団体訴訟を行訴法で一般的に承認したうえで、どのような分野でどのような団体に原告適格を認めるかについては、個別法の定めるところに委ねる。
- ・現代社会では各種団体が実存の個人と同様の社会的実存を有しており、環境保護団体、消費者団体、マイノリティ団体などには構成員とは独自の利益を認めるべき。

### その他の意見

- ・原告適格を解釈運用するうえで、なお団体訴訟が必要な場合は、どのような場合が想定されるのか検討するかを先議すべき。
- ・団体訴訟制度は、今の段階において、このような制度を導入することは適切でない。
- ・個人として原告適格を有する者によって基本的には構成されている団体については、訴訟遂行能力、訴訟遂行上の当事者双方にとっての合理性から、原告適格を認めることが適切。あわせて、当該領域の性質、そこで問題となっている利益の性質に即して、特定の利益を保護することを目的とする団体に原告適格を認める規定を個別法に設けることも必要。
- ・行政訴訟制度改革の機会に、行政手続きを定める個別の実体法を見直し、当該各分野において、専門性と相当の活動実績を有する非営利団体に、当該各分野に関する行政訴訟の原告適格を認める諸規定を整備すべきである。

- ・行政事件訴訟法第 9 条に第 2 項として次の規定を加えるべきである。「前項にかかわらず、裁判所は、別に法律で定めるほか、原告が当該事案の当事者としての専門性を有し、かつ、当該分野において相当の活動の実績を有すると認められる営利目的を有しない団体であるときは、決定をもって、当該団体の訴えの提起を認めることができる。」
- ・消費者団体が消費者一般の利益のために提訴するなど、消費者団体や環境団体などのうち、一定の条件を備えた団体に原告適格を認めるという団体訴権を、行政訴訟についても認めるべき。
- ・歴史的・文化的遺産、自然環境など回復不可能な価値を保全する必要性は極めて高いが、どのような分野でどのような団体に原告適格を与えるかは個別法で定めるほうがよい。
- ・個別法で規定すべきである。
- ・行政訴訟の目的の 1 つである行政の適法性確保のためには、司法的コントロールが及ばない領域（とくに環境訴訟，消費者訴訟等）を残すべきではない。その際、行訴法自体に総則的規定を設け、少なくとも環境訴訟，消費者訴訟については、その導入を例示的にでも明示する必要がある。
- ・行訴法に一般的な規定をおき、どのような団体に原告適格を与えるかは個別法で定める。行訴法は、個別法に基づかない団体訴訟の可能性を排除しないよう配慮。
- ・団体訴訟の導入に賛成。

## 【第2 - 7 審理手続・証明責任・判決、裁量の審査】

### 第2 - 7 - (1) 主張・立証責任を行政に負担させること

#### 賛成する趣旨の意見

- ・現実の行政訴訟では、行政側は多数のスタッフと膨大な資料を擁しているが、肝心の基礎資料は決して開示しようとししない。特に行政裁量行為に関する判断では、裁判所も表面的な行政側の主張の追認に終始しているのが現状である。
- ・あくまで原則規定であり、個別具体的な事例において例外を認めることを否定するものではない。
- ・税務訴訟において、課税要件は行政側が立証責任を負うが経費の内容など等控除要件はむしろ国民が立証責任を負う方が適当であると考えられるなど例外もあり、原則として行政側がその適法性について主張立証責任を負うとしつつ、個別具体的な事例において例外を認める余地はある。
- ・理由の説明や記録の提出等を行政庁に命じて個別に対処するとしても、そもそも主張・証明責任及び要件事実が明確でなければ、裁判所の適切な訴訟指揮権の行使は難しく、裁判所に過重な負担を強いることになる。
- ・国や公共団体の費用で事実の調査をする制度も設けるべきである。

#### その他の意見

- ・行政処分に関しては立証責任について定める法律の条項はないため、具体的な解釈は民事訴訟法の例によっていますが、立証責任の分配について民訴法は法律要件分類説（通説）がとられています。こうした立証責任の分配を前提として考えた場合に主張立証責任は原則として行政庁にあるとすると、行政庁はすべての違法事由の不存在を主張立証していかなければならないことになり、實際上不可能でないかという指摘もなされていることからして、行訴法の中に一般的に規定することは困難である。
- ・主張・立証責任は、実体法の解釈によって定まるものであるから、一律に国又は公共団体が負うと規定することはできない。
- ・一律に行政に負わせるのは不適切であり、配分の仕方について定説があるとも思われなないことから、規定を置くのは見送るべき。
- ・立証責任の負担に関する一般的な規定を設けるかどうかはさらに検討を要するとして、行政側に適法性の立証責任を実質的に負わせるような手続の工夫は必要。民事訴訟における釈明処分や文書提出命令の制度を行政訴訟の特性に応じて修正するなど行政側からの証拠開示の制度を充実すべき。
- ・行政庁は、自らの処分を正当化する事由の少なくとも一応の提示義務がある。その点を法定する。

## 第 2 - 7 - (2) 処分の理由等の変更の制限

### 賛成する趣旨の意見

- ・ 行政決定の理由の追加又は差し替えについては、紛争の一次的解決の観点等から認めるが、審理の早い段階で主張させ、それ以降の主張や判決後の新たな行政決定について制限を設けるべき。
- ・ 理由等の変更は、第 1 審の争点整理時以降の変更は原則として許されないようすべき。
- ・ 第 1 審の判決後においては当初の処分に関する新たな処分は制限すべき。
- ・ 原告適格の拡大に伴い、直接の名宛人の正当な利益が害されないか否かについて例外的措置の必要性も検討すべきである。
- ・ 不服審査手続を経ていながら訴訟段階で処分理由を変更する場合は、民訴 157 条の準用が考えられるべき。
- ・ 行政手続法により提示された理由や行政不服審査法での弁明により提示された理由は、訴えが提起された後に理由を変更できないようにすべきである。
- ・ 係争中の処分そのものの変更も制限すべきである。

### その他の意見

- ・ 行政行為の結果的な適法性が問題であり、理由それ自体が行政行為の効果をもたらすものではないので、理由の変更を認めてもよい。
- ・ 行政処分には、例えば懲戒処分など処分理由の変更が許されないと解される処分がある反面、租税の賦課処分などのように、処分理由が変更されても、結果として租税の賦課が正しいと判断されれば、その処分の取消しをすることはできないと考えられる処分も存在する。行政事件訴訟法で一律に処分の理由の変更を制限することはできない。
- ・ 申請拒否処分の取消訴訟において、拒否の理由の差し替えを封じても、異なる理由での再処分を許容するとすれば、いたずらに紛争の長期化を招きかねない。勝訴判決の遮断的効力との関係を踏まえた議論が必要である。
- ・ 理由の変更をしてまで処分の効力を維持することが正義衡平の観点から必要であるときは、理由の変更を可としてよい。この事由の主張・立証責任は行政側が負担すべき。
- ・ 現行法下でも、処分の付記理由が不完全であれば、それだけで取消事由と解されているのであり、理由付記の不備が認定されたときになお処分を維持すべきか否かは事情判決の基準にてらして判断されるべき。ことさら理由変更を制限する規定は必要ない。

## 第 2 - 7 - (3) 事情判決の制限

### 賛成する趣旨の意見

- ・ 損失補償などの代替措置を講じることができないときには認めるべきでない。
- ・ 選挙訴訟では事情判決をすることができないと、明文の規定を置くべきである。
- ・ 違法でも取り消さないという事情判決については「中間判決」をするようにすべき。加えて、必ず原告に損害賠償を行うべき。
- ・ 事情判決前に当事者の意見を聴くこと、中間判決を義務づけることは妥当。
- ・ 国民の権利救済のためには、事情判決が適切でない場合があるからこれを明確にすべき。

### その他の意見

- ・ 代償措置を講じることができなくとも、事情判決の要請される場合はありうると思われる。必ず中間判決を下すべしとの意見は、公定力 = 排他性を前提としない違法性確認訴訟の場合には、違法宣言判決が終局判決にならないのか疑問なしとしない。
- ・ 選挙訴訟においては、事情判決はやむをえない。選挙関連訴訟においては、これをもとにした法律関係の基礎が消滅する影響が多いため。
- ・ 事情判決によって国民の権利救済が必要以上に制限されないようにすることは必要であるが、損害賠償ないし損失補償等の代替措置を諸ることができない選挙訴訟において、事情判決が全くできないとしてしまう結論には賛成しない（公職選挙法 219 条 1 項参照）。日弁連行政訴訟法案第 52 条のように、事情判決をできる場合を極めて厳格に考えること、処分の違法性が中間判決で確認されること、かつ、処分を無効とするか否かにかかわらず、違法な処分によって被った損害、損失の保障について判決によって救済措置が講じられるようにすること、事情判決によって違法確認をした場合に、その是正措置を諸する義務を負わせたり、その義務違反に対する制裁制度等を考案すべき。
- ・ 現段階において、事情判決の制度について変更を加える必要はない。最高裁判所の選挙訴訟における事情判決類似の判決は、事情判決の制度を規定する行政事件訴訟法第 31 条とは、直接には関わりのないものである。
- ・ 反対。事情判決の場合に行政の違法の判断がされることを評価すべきであり、事情判決の制度が濫用されてもいない。
- ・ 選挙訴訟などの事情判決は、損害賠償や損失補償等の代替措置がむづかしいとしても、同判決が原告勝訴の判断であることを考えると、原告の権利主張を容易にし、違法に対する救済の観点から、原告の訴訟追行の費用（原告弁護士費用は勿論のこと）の補償を被告敗訴者である行政側に命ずるとの明文規定をおくべきである。

## 第 2 - 7 - (4) 裁量の審査の充実

### B 案が最も適当とする意見

- ・個別実体行政法は、広範な裁量を伴う不明確な規定が多く、行政権限に白紙委任が与えられている場合が多い。行政裁量など行政運用を適正化するために、本来は、裁量統制の基準、手続等を定めることが必要であり、行政手続法を強化すべきである。
- ・すでに現在の判例は 30 条を超えており、いずれも法律解釈として可能であるところからして、現行 30 条は廃止すべきである。
- ・A 案は、基準として不明確で、法文上に明記しても機能しないおそれがある。C 案は、費用便益分析手法を唯一の基準とするという意味ならば疑問。
- ・裁量統制基準を列挙することは、かえって学説・判例における理論の発展を歪める。

### D 案が最も適当とする意見

- ・本来、行政活動は適法なものでなければならず、行政の説明責任の観点からも、行政決定において行政の判断余地がある場合には、行政に対して、前提事実、判断基準の合理性、事実への基準の当てはめの合理性についての主張立証責任を課すべきである。
- ・行政裁判実務に D の運用を促す表現が可能であれば、法に定める。C 案は支持できない。費用便益分析は、行政手続に係る法律で定め、その分析の合理性を司法審査する方がよい。

### その他の意見

- ・A 案が適当。
- ・わが国の行政事件訴訟制度が、憲法 76 条の枠内で設けられることから、司法裁判所による行政裁量の審査には理論上の制約があり、司法権による裁量統制について理論的な克服ができるか。
- ・行訴法 30 条のような規定は必要である。問題は、判例による法形成である。
- ・行政事件訴訟法第 30 条が、裁判所の裁量審査を抑制しているとはいえないので、この規定の見直しをすべきであるとする考え方には、賛成できない。
- ・裁量については行政実体法令に裁量基準を明定する。
- ・「裁量権」は三権分立の立場から全く認めないという訳にはいかないが、あまりにも広範すぎる。「法律上の判断」だけでなく「事実上（むしろ社会通念上、というべきか。）の判断」においても乖離していると判断すれば、裁量権の逸脱をみとめるべき。
- ・A ~ D 案に賛成。
- ・30 条に代えて、A、C の基準を設定し、D の運用を行うべき。
- ・A、C、D 案などを例示的に並列して記載するのが適当である。裁量統制の方法として、比例原則、平等原則、他事考慮の禁止、適正手続の保障の面からの統制、費用便益分析など様々な手法が考案され、判例でも採用されているものがある。行政事件の内容は千差万別であり、もとよりどの手法のみが正しいという関係にはない。それらの手法を適切に組み合わせるべきであるから、例示的に多数の方法を記載するのが望ましい。
- ・行政の裁量における判断過程にも司法的統制を及ぼすべきである。手続的公正（第三者

の意見を聞いたかどうか、審議会の構成は公正であるか、他事考慮の問題、判断の前提となる事実認定の過程に問題がないか、比例原則、平等原則に違反していないか等を裁判所がチェックできるようにするのがよい。

- ・行政事件訴訟法第 30 条を見直すべきであるとの考え方に賛成である。B 案、D 案に評価できる部分が多い。
- ・裁量権行使の基礎となったすべての情報を、その客観的証拠とともに法廷に提出するものとする。
- ・B・C・D 案を支持。
- ・行政計画（例えば自然公園の設置）を前提に考えると、その内容によっては法の執行よりも政策的判断に基づく創造的形成行為としての色彩が強くなる場合があるため、このような場合、裁判所がどこまで司法審査をすべきか、また、その審査を認める場合の審査方法についてのより具体的な検討が必要。例えば、裁判所が計画内容の適否に関し実体審査をすすめて独自の判断を下すことは容易ではないため、計画策定手続の当否を主として審査することが考えられる。



【第2 - 8 費用の負担、行政不服審査法等の他の法令との関係・個別法上の課題】

第2 - 8 - (1) 訴え提起の手数料の軽減

A案を妥当とする意見

- ・原告の人数に関わらず、一律1万円とするのも判りやすい。
- ・訴え提起の手数料は定額化し、かつ大幅に低額にすべき。国家賠償請求も含まれる。
- ・行政訴訟には行政行為の適法性の確保という公益的な機能があり、それは取消訴訟に限られず、現状では住民訴訟など原告人数分の印紙代が要求される場合が少なくない。
- ・行政訴訟は私的利益を追求する通常の民事訴訟と同一に扱われるべきではなく、行政訴訟の公益性と行政訴訟の活性化に鑑み、低定額化を図るとともに、同一の行政決定を複数の原告が争う場合には訴えで主張する利益が各請求について共通であることを法律で定めて手数料を加算しない旨を明示する必要がある。

B案を妥当とする意見

- ・行政訴訟による適法性統制は、民事訴訟よりもなお一層の予防的効果があり、一般の国民も潜在的受益者となる場合も多い(請求内容の公益・共益性)。また、出訴期間・取消訴訟の排他的管轄の結果として付与された権力性 - 法律関係の暫定的ではあるが一方的な確定 - という点、申請処分等の取消訴訟の繰り返し(理由の差し替えが認められた場合など)を想記すると(手続の権力性)、民事訴訟と同等の取り扱いは妥当でない。
- ・訴訟の目的の価額(訴額)の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなすとし、かつ、複数の原告が同一の処分の是正を求める場合には、訴額の基礎となる訴えで主張する利益が各請求について共通であるとみなすとするべき。

その他の意見

- ・C案が妥当。
- ・訴え提起の手数料については、行政訴訟以外の訴訟との整合性が重視されるべきであり、行政訴訟独自の基準を立てる合理性に乏しい。
- ・主観訴訟である限りは、一般の民事訴訟と同様の基準でよい。但し、排他的管轄に服する場合については、別途一律の手数料とするのが妥当。
- ・訴えの提起の手数料を軽減することに賛成する。
- ・行政訴訟(国家賠償請求を含む。)は、一律1000円程度の少額の手数料とすべきである。

## 第2 - 8 - (2) 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い

### A案を妥当とする意見

- ・住民が提起する行政訴訟はすべて住民の自己負担で行われており、ほとんど原告側弁護士のボランティア活動で成り立っているのが実態です。もし敗訴者負担制度が導入され、敗訴した当事者に勝訴した側の弁護士報酬を負担させる制度が導入されれば、住民は敗訴した場合を考えると行政訴訟に踏み切ることができなくなってしまいます。行政訴訟への萎縮効果が極めて大きい敗訴者負担制度は絶対に導入すべきではありません。

### B案を妥当とする意見

- ・行政訴訟には、個人の権利救済という役割と共に、行政活動の違法をチェックするという役割があり、その意味で、行政訴訟の提起はそれ自体一種の公益的性格を帯びている。また、原告である市民と被告である行政庁とは、構造的に対等な当事者とはいえない。さらには、現在のあまりに少ない行政訴訟の提起数を見るならば、濫訴の抑制という必要性は、こと行政訴訟については全く存在しない。
- ・片面的敗訴者負担制度は訴訟の活用を促しこそすれ、提訴を萎縮させることはない。先進諸外国に比べて圧倒的に少ない行政訴訟を活性化するためには、片面的敗訴者負担制度の導入が不可欠である。行政訴訟制度の目的が、行政により不利益を受けた国民の権利を広く救済するとともに、国民全体の公益にも資するという点にある以上、その訴訟制度は広く利用され易いものにしなければならない。

### その他の意見

- ・弁護士報酬の敗訴者負担制度については、行政訴訟を司法の場から遠ざける可能性があるため、全面的な導入については問題がありますが、市が負担する弁護士費用は税金で賄われていること、さらに訴訟で行政が適法であったと認められた場合を考えると、訴訟を類型化し身体や財産に係る訴訟については敗訴者負担制度から除外するなどの要件を設定する方法や負担額に基準を設ける方法により、行政訴訟においても一定の敗訴者負担制度の導入を検討すべきである。
- ・敗訴者負担原則については支持しがたいが、原則としては主観訴訟である限り一般の民事訴訟と同じ扱いとすべき。排他的管轄に服する場合については、片面的敗訴者負担制を導入することにも合理性がある。
- ・民事訴訟法理によるべきで、特段の扱いは不要と思われる。
- ・弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて、行政訴訟のみを特別扱いすべきものとする考え方には、賛成できない。

## 第 2 - 8 - (3) 不服審査前置による制約の緩和

### A 案を最も適切とする意見

- ・簡易迅速な救済制度としての行政不服審査、行政事件版 ADR は存在してよいと考えるが、実効性に乏しい例は多数ある。個別的にその存続を検証するよりは、まず前置主義を排し、市民の利用の選択に委ねるのが相当と考える。その結果、利用度が乏しいと判明した行政不服審査制度については、廃止すればよい。

### その他の意見

- ・ B 案が妥当。
- ・ C 案が妥当。
- ・不服申立てが救済に便宜であるとき、必ずしも前置を強制する必要はない。選択的な出訴を可能とするか、審査を経ない出訴事由の緩和(裁決不作為期間の短縮など)がよい。
- ・不服審査前置による制限の緩和についても、始めに訴訟ありきという考えを持っているとすれば、形骸化してしまう恐れがあることから、不服審査制度が十分に機能する方策を併せて検討すべき。
- ・不服審査前置について、現行法のもとにおける制度で特に不都合が生じているとは考えられないから、これを見直すべきものとする考え方には、賛成できない。

## 【第2 - 9 行政訴訟の目的・行政の適法性を確保するための訴訟】

### 第2 - 9 - (1) 行政訴訟の目的規定の新設

#### 賛成する趣旨の意見

- ・ 国民を「主体」としてとらえ、この二つの目的が統合された表現にすべき。国民を「救済」という「客体」視する発想ではなく、主体的に権利利益を実現する存在として位置付け、行政訴訟を提起し遂行する行為が、行政の適法性はもとより、国民が統治主体へと脱却していくものであるとの、統合された目的規定を設けるべき。
- ・ 現行の行政訴訟制度は、国民の権利利益の救済という点で不十分なだけでなく、国民による行政のチェックという視点が欠落している。しかし、行政訴訟は、違法な行政の行為から国民を守るという目的とともに、行政の違法な作用の是正という目的を持っており、法の支配の理念のもとこの2つの目的を実現するための、国民のための制度として、行政訴訟制度を設計し直さなければならない。
- ・ 行政訴訟の主たる機能は個別の権利救済であるが、法の支配を通じて行政の適法性を担保する役割も果たしている。この点を明らかにする規定を設けることは支持できる。

#### その他の意見

- ・ 行政の適法性の確保を行政訴訟の目的とする旨の行政訴訟の目的規定を新設すべきであるとする考え方には、賛成できない。行政の適法性の確保は、独自の目的ではなく、行政により受けた権利侵害を救済することによって結果的に達成されるものであって、行政訴訟の目的は、あくまで、権利侵害を受けた者の救済である。
- ・ 不要である。とくに適法性確保の目的を書き込むことには賛成できない。
- ・ 明文で、行政訴訟の目的のみならず、実効的な救済の保障、救済方式の明確性、両当事者の対等性の確保等、解釈指針の原則等を規定すべきである。極端な成文法拘束主義をとり、かつ、キャリアシステムをとる現行の裁判官制度の下では、国民主権に立つリベラルな法解釈は、立法者による明確な指針がなければ期待しえない。
- ・ 解釈指針を明示すべきである。
- ・ 行政不服審査法にはあるが、特別な機能をはたしていないので、設けても設けなくても大きな違いはない。訴訟の基本的役割をどう見るかが一番大きな問題。
- ・ 適法性の確保も、適法な活動によって保障される何らかの個別的・集合的利益を単純化した表現にすぎない。

## 第 2 - 9 - (2) 国の公金の支出の適法性を確保するための納税者訴訟の創設

### 賛成する趣旨の意見

- ・ 公取委が勧告した同一の事件で、自治体の認識と国の認識の乖離は存在しますが、自治体も自主的に損害の回復に動いたものではありません。住民監査請求を行なうまでは損害の回復措置に取り組んではいませんでした。このように、納税者による監視が働きかけられる納税者訴訟制度を国に設けることが必要です。
- ・ 行政の法適合性を確保する、最も効果的かつ簡便な手段である。
- ・ 憲法第 90 条第 2 項は、「会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。」と規定しており、格別の留保も存しないので納税者訴訟制度を立法化することに支障はない。また、納税者訴訟に先立って、監査請求と同様に会計検査院に対する請求を求める制度を前置することとし、この請求によって会計検査院が調査を実施せず、あるいは調査結果及び措置に不服がある場合には、裁判所に必要な措置を求める訴訟を提起できるものとするならば、実質的にも会計検査院の権限を制約するものとは考えられない。

### その他の意見

- ・ 国の公金の支出をチェックする制度は必要であると考えますが、その仕組みについてはさらに検討すべきである。
- ・ 納税者訴訟を創設すべきであるとする考え方には、賛成できない。
- ・ 会計検査院と裁判所の役割分担を検討する必要がある。